

山梨県公報

第九十七号

令和二年

五月十八日

月 曜 日

目次

○土地区画整理事業の換地処分.....	二五三
○使用料の収納事務の委託.....	二五三

公 告

● 土地区画整理事業の換地処分

土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第百三条第三項の規定により、次のとおり換地処分をした旨の届出があった。

令和二年五月十八日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 施行者の名称 富士吉田市雨坪土地区画整理組合
- 二 施行区域に含まれる地域の名称 富士吉田市大字小明見字雨坪、字愛地宿、字滝澤、字上手及び字丸の各一部
- 三 事業計画決定の年月日 平成二十二年九月三十日
- 四 土地区画整理事業の名称 富士吉田市雨坪土地区画整理事業
- 五 事務所の所在地 富士吉田市下吉田六丁目一番一号 富士吉田市役所内
- 六 換地計画認可の年月日 令和二年二月二十五日
- 七 換地処分通知完了の年月日 令和二年四月四日

● 使用料の収納事務の委託

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百五十八条第一項の規定により、次のとおり使用料の収納事務を委託した。

令和二年五月十八日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 委託の相手方 東京都渋谷区東二丁目十七番九号MYビル 株式会社パークジャパ

- 二 委託に係る使用料 甲府駅南口駅前広場一般自動車待機場の使用料
- 三 委託の期間 令和二年四月一日から令和五年三月三十一日まで

発行者

山梨県

甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所

(株)サンニチ印刷

甲府市北口二丁目六番